

令和 6 年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した 契約の締結実績の概要について

令和 7 年 5 月 9 日
国立研究開発法人情報通信研究機構

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号。以下「環境配慮契約法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結実績の概要を取りまとめましたので、以下のとおり公表します。

1. 令和 6 年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成 19 年 12 月 7 日閣議決定。令和 5 年 2 月 24 日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから環境配慮契約の締結に努めた。

2. 令和 6 年度における環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている、①電気の供給を受ける契約、②自動車の購入及び賃貸借に係る契約、③船舶の調達に係る契約、④建築物の設計に関する契約、⑤建築物の維持管理に関する契約、⑥建築物の改修に係る契約、⑦産業廃棄物の処理に係る契約のうち、①、②、④及び⑦について環境配慮契約を締結した。

なお、③、⑤及び⑥については環境配慮契約締結の実績はなかった。

① 電気の供給を受ける契約

6 件（25,105,470 kWh）の高圧電力等の供給を受ける契約について、環境配慮契約を締結した。

② 自動車の購入及び賃貸借に係る契約

2 件（2 台）の自動車の賃貸借契約について、総合評価落札方式による入札を実施した。

④ 建築物の設計に係る契約

1 件（1 棟）の建築物の設計業務について、環境配慮型プロポーザルを実施した。

⑦ 産業廃棄物の処理に係る契約

2 件（49 トン）の産業廃棄物の処理に係る契約について、環境配慮契約（裾切り方式）による入札を実施した。